社長さんのお役に立つ情報提供!気になる問題をわかりやすく!



近年、職場でのハラスメント(いじめ)が問題となってきています。放置すれば、従業員の心の健康を害するだけでなく、職場の雰囲気の悪化や人材の流出、更には「不法行為責任」や「安全配慮義務違反」などの法的責任を問われて訴訟による企業イメージ低下等の悪影響を及ぼすことも考えられます。今回は、ハラスメントの定義、企業として取り組む内容(就業規則変更等)、実際の判例を交えながら、働く人の法律家である私ども社会保険労務士が解説していきます。

日時: 平成26年7月23日(水) 13:30~17:00 (13:00より受付開始) ※ 事前申し込み必要(受講票事前送付)会場: 神戸元町南泰ビル会場(中央区三宮町3丁目9番20号南泰ビル8階 株式会社ライフコンサルティング内)

【研修内容】

第1部 13:30~13:50 開会挨拶「労働問題に関する新情報」

お急ぎなら

第2部 13:50~16:20「セクハラ・パワハラ対策セミナー(第5回)企業における実務対応策と就業規則規程例」

- ① ハラスメントとは(セクハラ・パワハラの類型)
- ② セクハラ・パワハラの裁判例(使用者責任)
- ③ セクハラ・パワハラへの対応実務(就業規則・懲戒処分手続)

第3部 16:30~17:00「無料相談会」研修内容に関する質問や、日常の労務管理に関する相談 (申し込み時に優先予約相談内容を頂いた方を優先)

受講料:5.400円(税込

顧問先企業様は無料です。メルマガ会員経営者様、 顧問先企業様からの紹介企業経営者様は無料です。 人材育成ナンバーワン社会保険労務士 アローズ神戸国際人事労務コンサルティング

神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館22階

電 話:090-2112-8221

メール: info@kobekokusai.com

社労夢ハウス アローズ

検索

【代表 社会保険労務士 真島 優子 プロフィール】 広島大学卒業後、銀行の総合職としての勤務を経て、社会保険労務士である叔父の影響を受け、自身も社会保険労務士を目指し、社会保険労務士 試験合格後、開業した。労働局での勤務経験を活かした「事業主様のため」のポイントを突いた人事労務コンサルティングにおいて、多くの支持を得ている。また、国家資格保有者チームによるワンストップの提案力で全国展開しており、あらゆる業種で毎年新規70社以上の関与先の人事労務管 理上の課題を解決している。



FAX:078-330-8098 研修会定員:8社

が一般所でクスト語呼として夫領紹介した人及書の助成立情報も!_____

- アベノミクス助成金第3弾「人材育成にも活用できる助成金(1名40万円、上限2,000万円)」【全業種対象】
- アベノミクス助成金第4弾「60歳以上(上限1.000万円)、環境整備・設備機器等購入に活用(【全業種対象】

社会保険労務士 社長様初回無料相談実施中! アローズ神戸国際人事労務コンサルティング。20-3-120-911-389

御社名		参 加 会 場 にチェック	□ 神戸元町南泰ビル会場 □ 大阪梅田会場 □ 神戸国際会館会場
代表者様名		ご紹介者名	
所 在 地	〒		
メールアドレス			
TEL: () –	FAX: () –
優先予約 相談内容			